

[規B業25]

令和2年1月16日理事会改正

一般財産形成預金規程

三重県職員信用組合の一般財産形成預金にかかる定型約款を以下のとおりとする。

(預入れの方法等)

- 第1条 財産形成積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして、事業主または当組合の認める事務代行団体が預入れるものとします。
- 2 この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて、事業主または当組合の認める事務代行団体が預入れできるものとします。
- 3 この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- 4 この預金については、財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

(預金の種類、期間等)

- 第2条 この預金は、預入日の3年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。

(自動継続)

- 第3条 この預金は、最長預入期限または満期日に、その元利金の合計額をもって、期日指定定期預金に自動継続します。この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。

(預金の支払時期等)

- 第4条 この預金は、次に定める満期日以降に支払います。
- (1) 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について据置期間満了日（継続したときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記2により満期日の指定がなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの

残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

- 2 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- 3 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また前記2により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(利息)

第5条 この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法により計算します。

- A. 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
- B. 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率

2 この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3 継続された預金についても、前記1、2と同様の方法によります。

4 この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヶ月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6ヶ月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6ヶ月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6ヶ月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6ヶ月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

5 この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第6条 この預金口座は第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一つにでも該当する場合は、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(預金の解約、書替継続)

第7条 この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

2 この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当組合へ提出してください。

3 この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、次の順序でこの預金を解約します。

(1) 複数口の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。

(2) 前記(1)で解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合、その預金を優先して解約します。

4 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

(2) この預金の預金者が前条に違反した場合。

(3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

5 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

(2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 6 この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 7 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この契約の証を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等)

第8条 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(退職時等の取扱い)

第9条 退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は次により取扱います。

- (1) 当該事由の生じた日（以下「退職等の日」といいます。）において、預入日（継続したときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、前記2にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期限が到来するものとします。
- (2) 退職等の日以後、最長預入期限（前記（1）で定める最長預入期限を含みます。）における自動継続を停止します。

(届出事項の変更、契約の証の再発行等)

第10条 この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払または契約の証の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(印鑑照合)

第11条 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当

の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

第 12 条 この預金および契約の証は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

(預金保険制度)

第 13 条 この預金は、預金保険機構が運営する預金保険制度対象商品です。

2 保険関係は預入れが行われると自動的に成立し、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、同法で定められた範囲内で預金保険の保護が受けられます。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

第 14 条 この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証を直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

(2) 前記(1)の充當の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

(3) 前記(1)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

3 前項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

(1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

(2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等について、当組合は請求いたしません。

- 4 前項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(成年後見人等の届け出)

- 第 15 条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合にお届けください。
 - 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に当組合にお届けください。
 - 4 前 3 項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当組合にお届けください。
 - 5 前 4 項の届け出の前に生じた損害については、当組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

(規定の変更)

- 第 16 条 各条項で定めた規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(附則)

1. 現行の一般財産形成預金規定は、廃止する。
2. この規程は、平成 21 年 4 月 28 日から施行する。
3. この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。
4. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し適用する。